

パソコン寺子屋規約の細則

(細則の目的)

本細則は、本講座規約の準則として継続した運営を図ることを目的とする。

第1章 歳入・歳出

(歳入)

第1条 本講座の歳入は、下記の受講料と研修会費及びチューニング代等がある。

(1) 受講費は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
特別授業	300円/回	初級受講生
サークル勉強会	300円/回	サークル勉強会受講生

(2) 研修会費は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
スタッフ研修会	300円/回	スタッフ会

(3) チューニング代等は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
PCチューニング代 ・メンテナンス代	1時間以内 2,000円	
	1時間超え 3,000円	
個人レッスン代	1時間以内 1,000円	
	1時間超え 2,000円	

ア. PCチューニング代とは

受講者がノートパソコンを新規に購入後に行うチューニング代

イ. PCメンテナンス代とは

受講者が授業で使用しているノートPCに何らかの不具合が発生した場合に対処するためのメンテナンス、又はパソコンのアップグレードの修復作業代（なお、修理部品代については別途費用）

ウ. 個人レッスン代とは

通常のクラス別の授業とは別に、個人に対して行なうレッスン代

(歳出)

第2条 本講座の歳出は、事業予算の目的に沿って行なうこととする。

2 具体的な支出項目は、下記の通りとし、当該項目以外の支出についてはスタッフ会議の承認を得るものとする。

項 目	摘 要
教材・機器類	寺子屋を運用するために必要な教材・資材・機器類
運営費	インターネット DTI光回線利用料金
雑 費	その他

(役員の手当)

第3条 役員手当及び受託料は、無報酬のボランティア活動のため不要とする。

第2章 慶弔見舞金

(目的)

第5条 受講生又は役員の慶弔禍福に際し、支給する慶弔見舞金について定める。

(慶弔見舞金)

第6条 本講座が支給する慶弔見舞金は、受講生及び役員が死亡した場合、遺族に対して次のとおりとする。

(1) 弔慰金 5,000円

(慶弔金支出)

第7条 受講生又は役員が、第6条に定める慶弔見舞金を受け取る場合は、所定の様式によって、事後1ヶ月以内に本講座に届け出する。なお、その際事実を確認できる書類を添付するものとする。

2 受講生又は役員から第6条に定める慶弔見舞金の届け出があった場合、事由確認の後、速やかに慶弔見舞金を支出する。

(慶弔金支給)

第8条 受講生及び役員から届け出があった場合、事由確認後、速やかに慶弔見舞金を支給する。

附 則
改訂履歴

更 新 日	更 新 箇 所	更 新 内 容	
		現 行	変 更 後
H30.04.28	新 規 作 成		
R08.04.01	(事業) 第 4 条 (1) 通常授業	通常授業：対象 者は、新規受講者	新規申込者と、高齢者の交通 事故防止のため通常授業を閉 講とした